定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。」に改め、同項第四欄中「、私立学校教職員共済組合の組合員であった期間」を「、旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項において同じ。）」に、「を私立学校教職員共済組合の組合員であった期間」を「を旧私立学校教職員共済加入者期間」に改める。

第百十一条第一項及び第百十二条（見出しを含む。）中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第百十三条（見出しを含む。）中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第百十六条の表一の項中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表に次のように加える。

五	六
旧国家公務員共済組合員期間中に発した傷病による障害	旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法附則第四条第一項に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年の地方公務員等共済組合法の改正等に伴う年金の額の改定等の一部をする改正する法律（昭和七十五年法律第百七号）による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧地方公務員等共済組合法」という。）第百条の規定によりなおその例によるものとされた旧地方公務員等共済組合法第九十条第一項の規定による退職共済年金（旧地方公務員等共済組合法第九十条第一項に規定する退職共済年金をいう。）の受給権者であった期間を含む。）中に発した傷病による障害
昭和五十一年十月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に発した傷病	昭和五十一年十月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に発した傷病
平成二十七年経過措置政令第六十一条第四項	平成二十七年経過措置政令第六十一条第四項
昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間	昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間

七
旧私立学校教職員共済加入者期間中に発した傷病による障害
昭和五十一年十月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に発した傷病
平成二十七年経過措置政令第六十一条第四項
昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間

第百十七条第一項中「及び第三十六条第一項第二号」を「、第三十六条及び第三十九条第一項第二号」に改める。

第百十八条の見出し及び同条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第百二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同項に次の三号を加える。

五　昭和五十一年十月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

六　昭和五十一年十月一日以後の旧地方公務員共済被保険者期間（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であった期間を含む。）中に発した傷病による障害を有する者

七　昭和五十一年十月一日以後の旧私立学校教職員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

第百二十条第三項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第四項中「又は平成十四年経過措置政令」を「、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令」に改める。

第百二十一条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第百二十二条の見出し中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第百二十三条（見出しを含む。）中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第百二十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

第百二十五条の見出し中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第一項の表以外の部分中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「四の項」の下に「から七の項まで」を加え、同項の表二の項から四の項までの第三欄中「初診日」を「当該初診日」に改め、同表に次のように加える。